

令和6年（ケ）第18号

注 意 書

本件は、物件1及び2の不動産登記事項証明書の記載に、共有者A及びBとの記載がありますが、現在は、B、E、F及びGらの共有として手続が進んでいます。

静岡地方裁判所富士支部執行係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 6 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 19 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 2 月 20 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 220, 000 3, 376, 000	一括	844, 000	88, 556	23, 629
1	2, 020, 000				
2	2, 200, 000				



物 件 目 録

1 所 在 富士市松岡字林

地 番 835 番 18

地 目 宅地

地 積 224.79 平方メートル

共有者 B 持分 16 分の 4

共有者 亡A相続人 E 持分 16 分の 2

共有者 亡A相続人 F 持分 16 分の 2

共有者 亡A相続人 G 持分 16 分の 2

共有者 亡A相続人 B 持分 16 分の 6

2 所 在 富士市松岡字林 835 番地 18

家屋 番号 835 番 18 の 2

種 類 共同住宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 81.84 平方メートル

2 階 81.84 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造鋼板ぶき平家建

床 面 積 約 10 平方メートル

共有者 亡A相続人 E 持分 6 分の 1

共有者 亡A相続人 F 持分 6 分の 1

共有者 亡A相続人 G 持分 6 分の 1

共有者 亡A相続人 B 持分 6 分の 3



物 件 明 細 書

令和 7 年 11 月 25 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

亡 A の相続人である B、E、F 及び G が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 8 3 5 番 1 8、附属建物符号 1、同 2、同 3、同 4）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 富士市松岡字林

地 番 8 3 5 番 1 8

地 目 宅地

地 積 2 2 4 . 7 9 平方メートル

共有者 B 持分 1 6 分の 4

共有者 亡 A 相続人 E 持分 1 6 分の 2

共有者 亡 A 相続人 F 持分 1 6 分の 2

共有者 亡 A 相続人 G 持分 1 6 分の 2

共有者 亡 A 相続人 B 持分 1 6 分の 6

2 所 在 富士市松岡字林 8 3 5 番地 1 8

家屋 番号 8 3 5 番 1 8 の 2

種 類 共同住宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 8 1 . 8 4 平方メートル
2 階 8 1 . 8 4 平方メートル

(現況)

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造鋼板ぶき平家建

床 面 積 約 1 0 平方メートル

共有者 亡 A 相続人 E 持分 6 分の 1

共有者 亡 A 相続人 F 持分 6 分の 1

共有者 亡 A 相続人 G 持分 6 分の 1

共有者 亡 A 相続人 B 持分 6 分の 3

令和6年（ケ）第18号

令和6年 7月 2日受理

令和6年 8月 22日提出

現 況 調 査 報 告 書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 谷 津 幸 則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 富士市松岡字林
地 番 835 番 18
地 目 宅地
地 積 224.79 平方メートル
共有者 B 持分 16 分の 4
共有者 A 持分 16 分の 12
- 2 所 在 富士市松岡字林 835 番地 18
家屋 番号 835 番 18 の 2
種 類 共同住宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 81.84 平方メートル
2 階 81.84 平方メートル
所有者 A

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 本件調査に際し、土地共有者兼建物所有者A、土地共有者Bとの面談はできなかった。
- 2 物件2の主である建物2階通路部分には動産が積み上げられており、2階東側居室の玄関に近づくことができず、内覧もできなかった(写真6参照)。また、2階西側居室内にも動産が積み上げられており、台所、洗面、風呂、トイレの内覧ができなかった(写真13、14参照)。
- 3 本物件の占有状況については、物件2の主である建物1階内部にA及びB宛の郵便物及びA宛の公共料金関係書類(令和6年7月検針)が存在し、2階西側居室内にもA及びB宛の郵便物が存在したこと、近隣者からの聴取内容、現場の状況等を考慮して、2枚目のとおりと思料した。なお、第三者が占有している徴表は見受けられなかった。
- 4 物件1の土地の南側部分に存在する物置については、課税されておらず、内部には動産が積み上げられていて内覧もできなかったため、客観的資料により所有者を特定することはできなかったが、位置関係や使用状況等から、物件2の附属建物であると思料した。
- 5 物件1の土地は、その西側を幅員約4mの位置指定道路(指定番号:富士S40-0210、指定年月日:昭和40年8月19日、地番835-1の土地はC所有の公衆用道路)に接面している。本件土地共有者A、Bは位置指定道路の所有権ないし共有持分権を有していない。
- 6 物件1の土地には、簡易物置2台、受水槽、プロパンガス置場、電柱の支線が存在する。
- 7 物件2の主である建物は、西側に足場が組まれた状態で放置されている(写真1、3参照)。
- 8 物件2の主である建物の不具合としては、西側部分の外壁の亀裂、崩壊、床の腐食(写真3、8参照)等が見受けられ、劣化が著しい。同附属建物も、建物内の動産類に押されて西側の外壁が損傷している(写真5参照)。
- 9 物件1の土地には、次の現存しない建物の登記が存する。
- (主である建物)
- 所 在 富士市松岡835番地18
- 家屋番号 835番18
- 種 類 作業所
- 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床 面 積 80.99㎡
- (附属建物)
- 符 号 1
- 種 類 作業所
- 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床 面 積 138.84㎡
- 符 号 2
- 種 類 事務所
- 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床 面 積 15.70㎡
- 符 号 3
- 種 類 倉庫
- 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床 面 積 19.83㎡
- 符 号 4
- 種 類 研究室
- 構 造 木造スレート葺平家建
- 床 面 積 39.66㎡
- 10 本物件における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価書を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

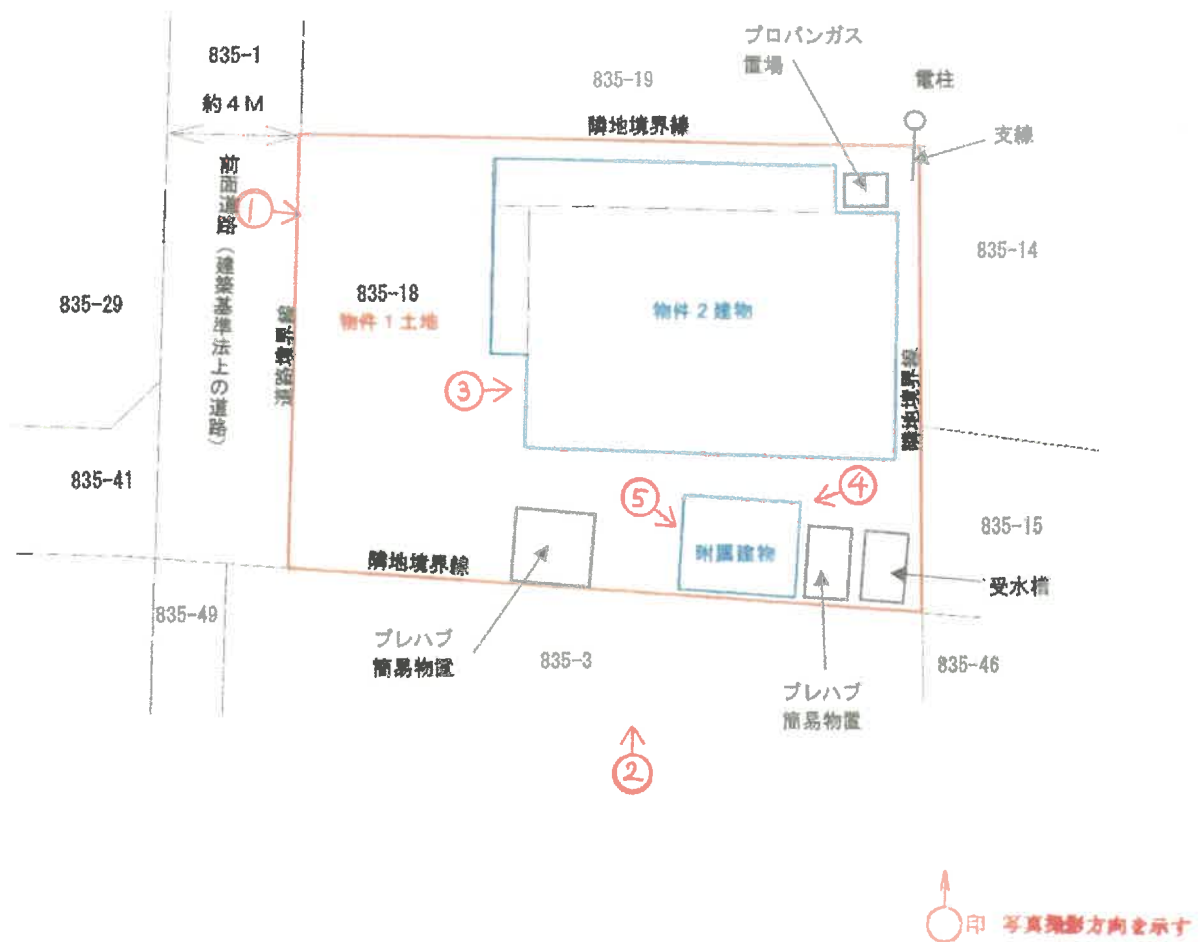
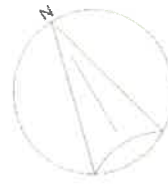
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 (要旨) 等
■近隣住民	1 本物件に住んでいたA、Bは転居しており、現在、本物件には誰も住んでいないと思います。
■富士市役所資産税課 担当者	1 物件1の土地上の物置については、存在は認識していますが、課税は留保された状態です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

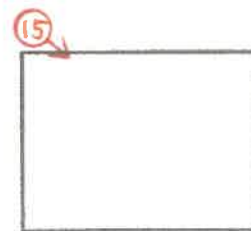
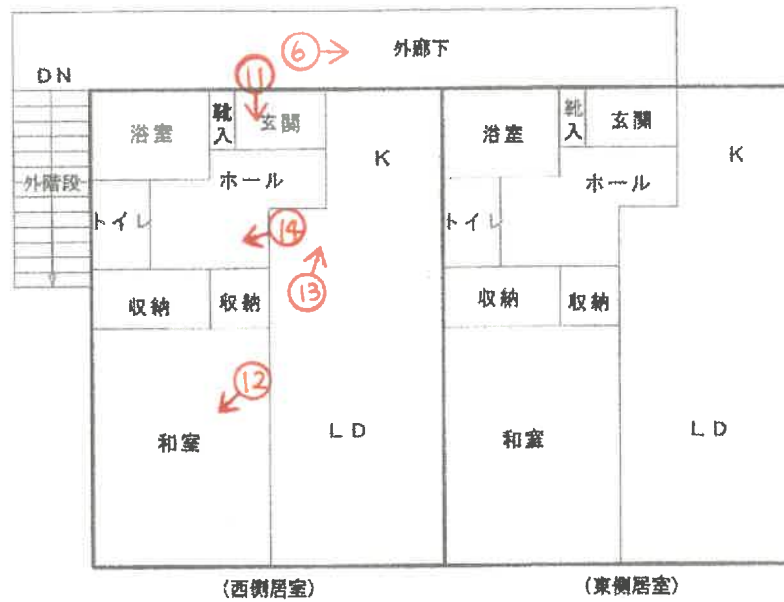
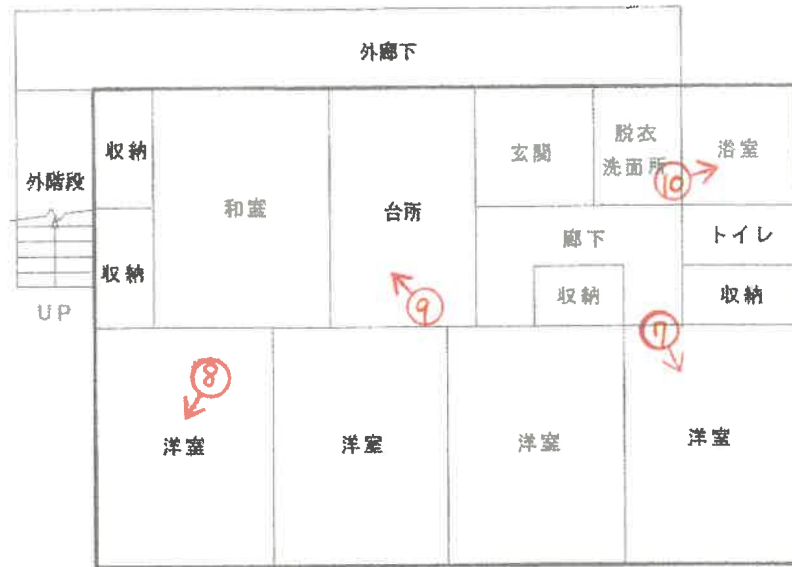
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 7 月 2 日 (火) : - :	執行官室	富士市役所及び富士市消防本部に対し、本件建物間取図取寄せ申請・富士市役所につき受領・富士市消防本部につき備付なし (郵便料 3 8 2 円)
6 年 7 月 5 日 (金) 1 0 : 5 5 - 1 1 : 0 5	静岡地方法務局 富士支局	件外土地 (8 3 5 - 1 外) 登記事項要約書申請・受領 本件土地上の物件 2 以外の建物有無照会・該当あり・ 登記事項証明書受領
6 年 7 月 5 日 (金) 1 1 : 3 5 - 1 1 : 4 5	物件所在地	物件特定 写真撮影 (外観)
6 年 7 月 9 日 (火) : - :	執行官室	土地共有者兼建物所有者 A 及び土地共有者 B に照会書 送付・回答なし (郵便料 1 6 8 円)
6 年 7 月 2 5 日 (木) 9 : 4 5 - 1 0 : 2 5	物件所在地	全戸不在 外構・附属建物等調査 写真撮影 (外構等) 評価人同行
6 年 8 月 2 日 (金) 1 0 : 4 0 - 1 0 : 5 5	富士市役所 資産税課	附属建物の課税の有無調査・該当なし
6 年 8 月 8 日 (木) 1 4 : 3 0 - 1 5 : 2 0	物件所在地	全戸不在 占有・間取り等調査 写真撮影 (屋内) 評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 6 年 8 月 8 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 D を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

建物配置図



間取図



附属建物

↑ 写真撮影方向を示す

写真1



写真2

物件2 附属建物



写真3 (物件2主である建物の外壁の亀裂等)



写真4 (物件2附属建物)



写真5 (物件2 附属建物の損傷状態)



写真6 (物件2 主である建物2階外廊下)



写真7



写真8 (物件2主である建物西側の損傷状態)



写真 9



写真 1 0



写真1 1



写真1 2



写真 1 3 （物件 2 主である建物 2 階西側居室の台所付近）



写真 1 4 （物件 2 主である建物 2 階西側居室の洗面ホール付近）



写真 1 5 (物件 2 附属建物内部)



補 充 書

静岡地方裁判所富士支部 裁判官 殿

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

静岡地方裁判所富士支部

執行官 伊 藤 公 志

当庁令和 6 年（ケ）第 1 8 号事件について、一件記録上、A が令和 6 年 6 月 1 7 日に死亡し、その相続人が B、E、F 及び G であることが明らかである。よって、一件記録を総合勘案し、令和 6 年 8 月 2 2 日提出の現況調査報告書の物件 1 及び物件 2 の「占有者及び占有状況」欄を次のとおり訂正するのが相当であると思料する。

物件 1（土地）について

「■土地共有者ら（B、E、F、G）

上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している」

物件 2（建物）について

「■建物共有者ら（B、E、F、G）

上記の者らが本建物の 1 階部分を住居（空き家）として、2 階部分を動産置場として共同で占有している」

なお、令和 7 年 1 1 月 1 2 日午後 1 時 2 0 分現在の物件 1 の土地及び物件 2 の建物の外観状況は添付した写真のとおりである（敷地にロープが張られ、足場は存在しない。）。

また、近隣住民によれば、物件 1 の土地上に B の自動車が停まっているのを見たことはあるが、物件 2 の建物への人の出入りは、長い期間見ていないとのことであった。

以 上

写真



令和6年(ケ)第 18号
令和6年7月25日現地調査
令和6年8月8日現地調査
令和6年8月16日評価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 園 文 人 印

物 件 目 録

- 1 所 在 富士市松岡字林
地 番 835番18
地 目 宅地
地 積 224.79平方メートル
共有者 B 持分16分の4
共有者 A 持分16分の12
- 2 所 在 富士市松岡字林 835番地18
家屋 番号 835番18の2
種 類 共同住宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 81.84平方メートル
2階 81.84平方メートル
所有者 A

第1 評価額

一括価格	
金4,220,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,020,000円
物件2（建物）	金2,200,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引き渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記 上	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	未登記附属建物有
特 記 事 項		
・ 物件1土地上に物件2建物が存している。 ・ 物件1土地の南側に未登記附属建物(軽量鉄骨造鋼板葺平家建物置・約10m²) が存している。		

※現況欄に記載のなき事項はほぼ登記記載に同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状態等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R東海道本線「富士」駅の北西方、直線距離にて約2.3km付近に別添位置図のとおり所在する。	
付 近 の 状 況	富士川東岸に位置する住宅地域で、低層の一般住宅を主体にアパート、事業所等もみられる。地価水準に影響を与える変動要因は特段みられず、当面は現状の環境が維持されると予測する。	
主な公法上の規制等（道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域
	建 ぺ い 率	5 0 %
	容 積 率	8 0 %
	防 火 規 制	指定なし
	そ の 他 規 制	高さ制限：10m
画 地 の 状 況	地 積	2 2 4 . 7 9 m ²
	形 状	ほぼ長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約12.9m、奥行約18.7m
	地 勢	ほぼ平坦地
	接 道 状 況	敷地の西側で下記道路にほぼ等高に接面。
	そ の 他	特になし
接 面 道 路 の 状 況	幅員約4 mの舗装私道（建築基準法上の道路 道路位置指定済昭和40年8月19日 富建第40-210号）	
土 地 利 用 の 状 況	・ 物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 敷地内に未登記附属建物が存している。 ・ 敷地内に簡易物置、受水槽、プロパンガス置場が別添建物配置図のとおり所在している。 ・ 敷地内に隣地に存する電柱の支線が介在している。 ・ 目的外建物の有無：無	

供給処理施設	上水道あり ガス配管あり 下水道あり 注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態であることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込みことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず、供給処理施設を利用している場合や、行政機関における確認事項に疑義がある場合で、将来的に当該施設が利用できるか不明な場合をいう。
特記事項	・ 富士市ホームページ（ふじタウンマップ）によると、対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ・ 目視による外観調査の範囲においては、土壌汚染の存する端緒は発見されなかった。 ・ 目視による外観調査の範囲においては、土地利用を大きく妨げるような地下埋設物の存在する可能性は低いと推察する。 ・ 物件1の土地がその西側で接面する位置指定道路(地番835-1)について、本件土地共有者A、Bはその所有権ないし共有持分権を有していない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月（登記記載）：平成11年4月5日 経 過 年 数：約25年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構 造：軽量鉄骨造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング等 設 備：電気、給排水、衛生 そ の 他：-
床 面 積	ほぼ公簿通りとみられる。
現 況 用 途 等	共同住宅
品 等	劣
保守管理の状況	劣
建物の利用状況	1階部分は住居（空家）として、2階は動産置場として占有している。
特 記 事 項	・ 雨漏り等が原因と思われる室内床の腐食、外壁の亀裂等がみられる。 ・ 西側外壁には外部足場が組まれた状態で放置されている。 ・ アスベスト等の有害物質含有資材使用の有無については、建築年次から判断するとその使用を否定できず、専門家による調査を要する。 ・ 室内には動産が積み上げられた状態で残置されている。 【附属建物】 構造：木造鋼板葺平家建 外壁：サイディング 内壁・天井：ボード 床：フローリング 種類：物置 床面積：約10m² 耐用年数：ほぼ満了しており、外壁に損傷部がみられる。 室内には動産が積み上げられた状態で残置されている。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が快適性を重視する住宅地域に存するため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1. 基礎となる価格

(1) 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	58,200	1.01	224.79	0.85	11,230,000

ア 標準画地価格

地価調査基準地 富士-24

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $67,300\text{円/㎡} \times 99.8/100 \times 100/103 \times 100/112 \div 58,200\text{円/㎡}$

◇ 時点修正： 公示価格等の時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位+

◇ 地域格差： 街路条件+、環境条件+

イ 個別格差： 方位+

ウ 地 積： ほぼ公簿通り

エ 建付減価： 建物の状態等を考慮した。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移・動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) エ (ア×イ×ウ)
2 (主)	150,000	163.68	0.02	490,000
2 (附)	経過年数、維持管理の状態、建物の構造、用途等を考慮して査定。			10,000
合計				500,000

ウ 現価率：経過年数、維持管理の状態、建物の構造及び用途等を考慮し、現価率を2%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、評価額を下記のとおり求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア (1(1)オ)	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ (ア×イ)
1	11,230,000	0.5	法定地上権	5,620,000

イ.土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を物件2建物について50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	11,230,000	-5,620,000	1.0	0.6	0.6	2,020,000
2 (※)	500,000	+5,620,000	1.0	0.6	0.6	2,200,000
一括価格 (合計)						4,220,000

※主たる建物及び附属建物

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性ならびに目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、①建物の継続使用にあたっては補修等に多額の費用が必要となるうえ、残置物の撤去にも相当の費用が見込まれること②接面する位置指定道路について所有権ないし、共有持分を有していないこと等の理由により、より市場性が劣ると判断されるので、所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準地 富士-24

所 在 : 静岡県富士市松岡字新町1015番16外

価 格 : 67,300円/㎡

価 格 時 点 : 令和5年7月1日

地 積 : 165㎡

供給処理施設 : 上下水道、都市ガス

接 面 街 路 : 南西6.0m私道

用 途 指 定 等 : 市街化区域 第一種低層住居専用地域

指定建ぺい率50% 指定容積率80%

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い郊外の閑静な住宅地域

第7 附属資料

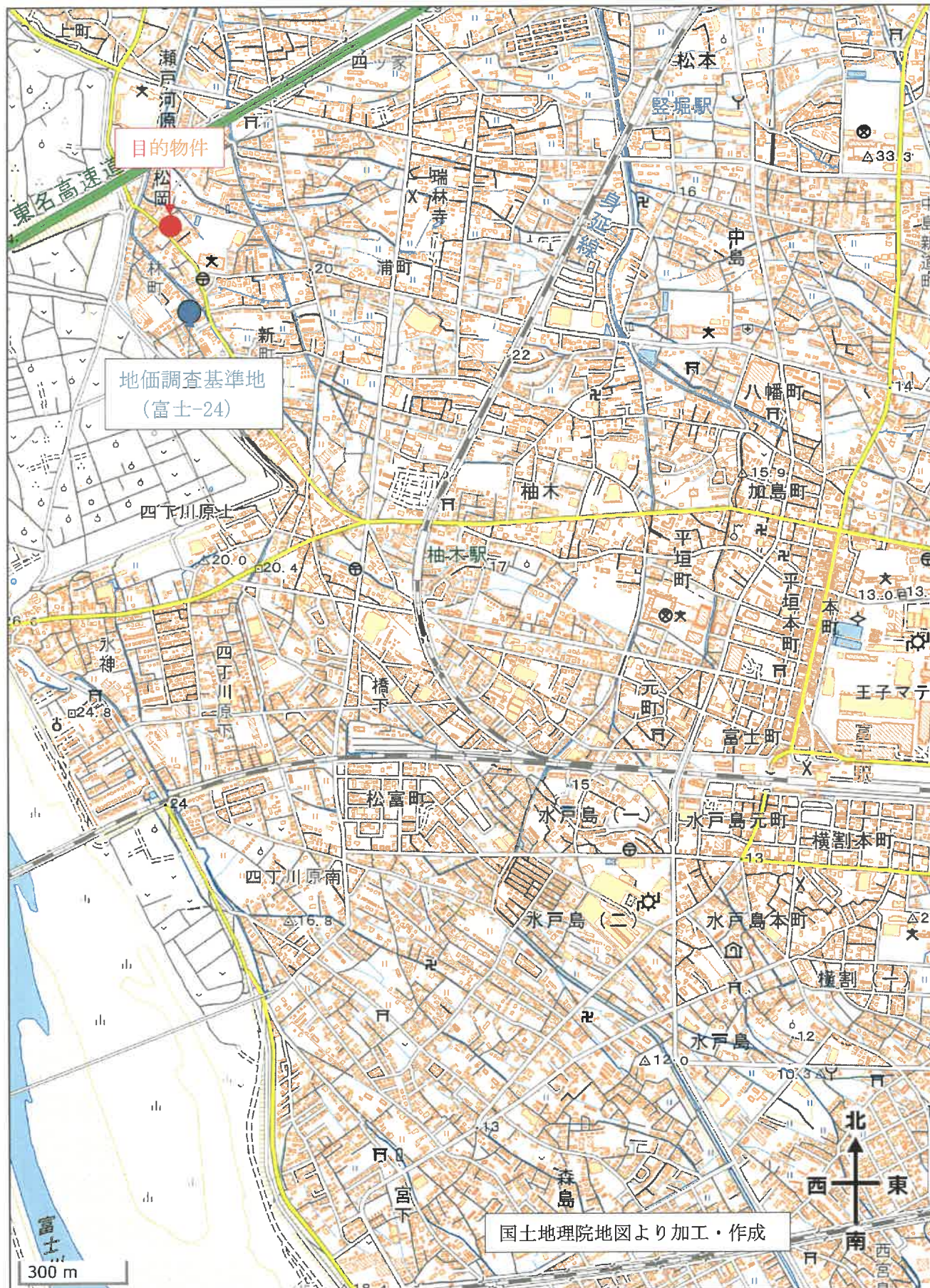
1 位置図

2 公図(写)

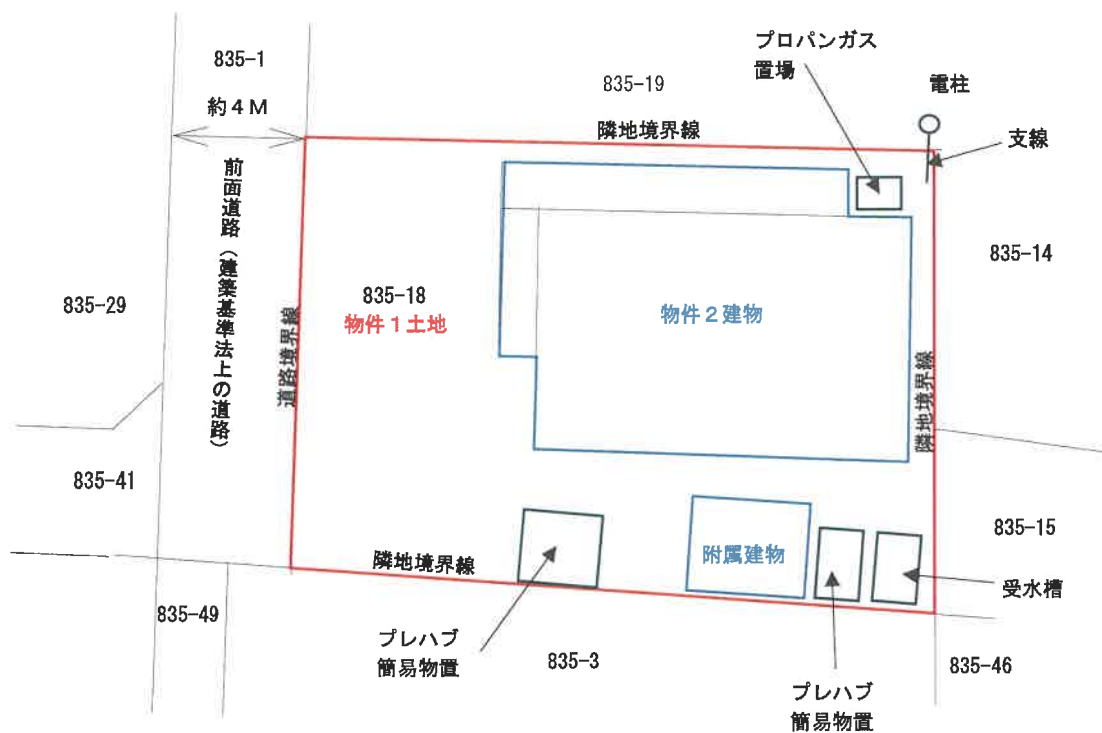
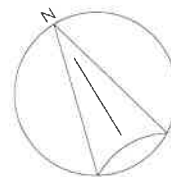
3 建物配置図

4 間取図

以上

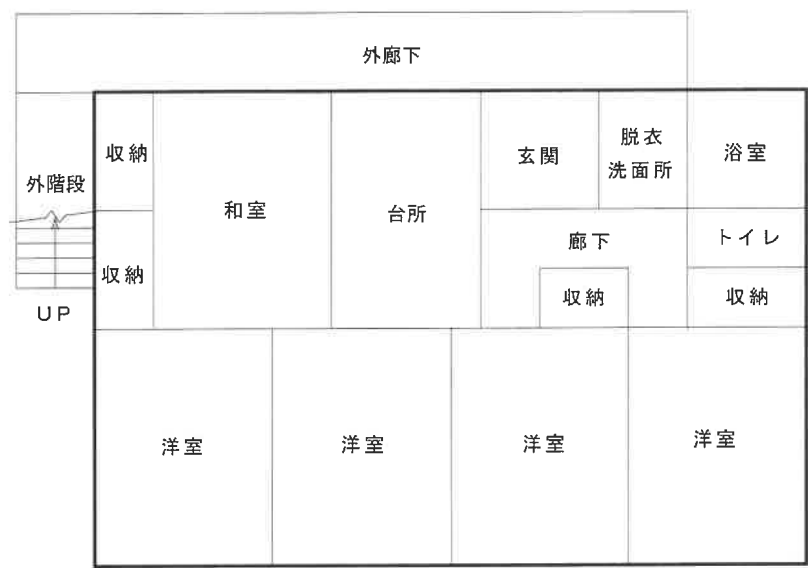
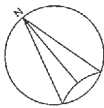


建物配置図

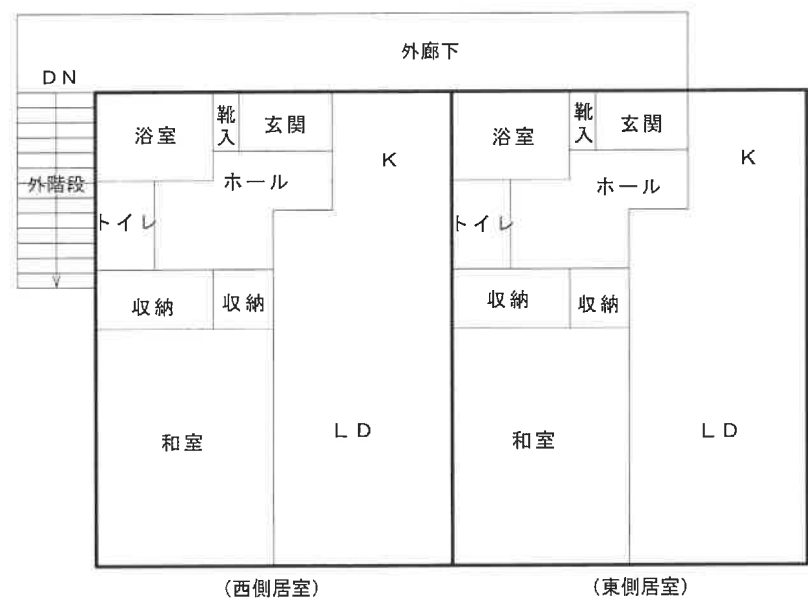


※図面と現況とが異なる場合、現況を優先とする。

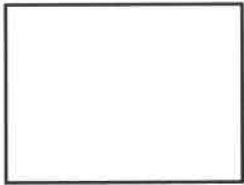
間 取 図



1 階



2 階



附属建物

※図面と現況とが異なる場合は、現況を優先とする。